

北但ごみ処理施設整備・運営事業  
要求水準書  
(Ⅱ) 運営業務編

平成 25 年 1 月 31 日

北但行政事務組合



北但ごみ処理施設整備・運営事業  
要求水準書  
((Ⅱ) 運営業務編)

【目 次】

第1章 総 則.....	1
第1節 本書の位置付け .....	1
第2節 基本方針.....	1
第3節 事業概要.....	2
第4節 対象施設・対象廃棄物 .....	2
第5節 公害防止条件.....	3
第6節 ユーティリティー条件 .....	3
第7節 本施設の基本性能 .....	3
第8節 一般事項.....	3
第9節 運営業務条件.....	9
第10節 運営体制 .....	10
第2章 受入業務.....	12
第1節 本施設の受入業務 .....	12
第2節 受入基準の策定 .....	12
第3節 受入管理.....	12
第4節 本組合による検査 .....	13
第3章 運転管理業務.....	14
第1節 本施設の運転管理業務 .....	14
第2節 運転条件.....	14
第3節 搬入物の性状分析 .....	15
第4節 適正処理.....	15
第5節 適正運転.....	15
第6節 資源化物の保管 .....	16
第7節 焼却主灰、飛灰、不燃残渣及び搬入禁止物等の保管 .....	16
第8節 搬出物の性状分析 .....	16
第9節 運転計画の作成.....	16
第10節 運転管理マニュアルの作成.....	16
第11節 運転管理記録の作成 .....	17
第4章 維持管理業務.....	18
第1節 本施設の維持管理業務 .....	18
第2節 備品・什器・物品・用役の調達 .....	18
第3節 備品・什器・物品・用役の管理.....	18

第4節 施設の機能維持 .....	18
第5節 点検・検査計画の作成 .....	18
第6節 点検・検査の実施 .....	19
第7節 補修計画の作成 .....	19
第8節 補修の実施 .....	19
第9節 機器更新 .....	20
第10節 施設の保全 .....	20
第11節 長寿命化計画の作成及び実施 .....	21
第12節 改良保全 .....	21
第13節 精密機能検査 .....	21
第5章 環境管理業務 .....	22
第1節 本施設の環境管理業務 .....	22
第2節 環境保全基準 .....	22
第3節 環境保全計画 .....	22
第4節 作業環境保全基準 .....	22
第5節 作業環境保全計画 .....	23
第6章 情報管理業務 .....	24
第1節 本施設の情報管理業務 .....	24
第2節 運転管理記録報告 .....	24
第3節 点検・検査報告 .....	24
第4節 補修・更新報告 .....	24
第5節 環境保全報告 .....	25
第6節 作業環境保全報告 .....	25
第7節 施設情報管理 .....	25
第8節 その他管理記録報告 .....	26
第7章 環境啓発業務 .....	27
第1節 見学者対応 .....	27
第2節 環境教育支援業務 .....	27
第8章 その他関連業務 .....	28
第1節 本施設の関連業務 .....	28
第2節 清掃及び除雪作業 .....	28
第3節 防火管理 .....	28
第4節 施設警備・防犯 .....	28
第5節 急病等への対応 .....	29
第6節 住民対応 .....	29
第7節 車両誘導 .....	29



# 第1章 総 則

## 第1節 本書の位置付け

「北但ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書（（Ⅱ）運營業務編）」（以下「本要求水準書」という。）は、北但行政事務組合（以下「本組合」という。）が「北但ごみ処理施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の募集・選定にあたり「北但ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書」と一体のものであり、本事業において整備する北但ごみ処理施設（以下「本施設」という。）の運營業務に関して本組合が本事業に係る基本契約に基づく会社（以下、「事業者」という。）に対して要求するサービスの水準を示し、応募者の提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、本組合は本要求水準書の内容を、事業者選定における評価及び事業者の事業実施状況評価の基準として用いる。

応募者は、本要求水準書に示されているサービス水準を満たす限りにおいて、自由に提案を行うことができるものとするが、その際には「北但ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書」等において示された諸条件を遵守して提案を行う。

## 第2節 基本方針

### 1 北但ごみ処理施設整備に関する基本的方針

- ◆環境保全・公害防止対策に万全の措置を講じた施設とする。
- ◆ごみ・汚泥を確実・安全・安定的に処理できる施設とする。
- ◆廃棄物の資源化を図り、循環型社会の形成に資する施設とする。
- ◆周辺環境と調和した施設とする。
- ◆住民から信頼される施設とする。
- ◆経済性に優れた施設とする。

### 2 環境啓発機能等の整備計画及び施設周辺環境の保全方針等に関する基本理念・基本方針

#### 【基本理念】

- ◆環境学習と地域交流ができる新しい環境の創造

#### 【基本方針】

- ◆自然との共存・共生や、資源循環と環境保全について考える体験と交流の場とする。

#### 【基本方針における3つの柱】

- ◆周辺環境を保全・再生し、自然との共存・共生の場を提供する。
- ◆「ごみ」を通じて、資源と環境の大切さを学ぶ場を提供する。
- ◆豊かな心を育む集いの場を提供する。

## 第3節 事業概要

### 1 一般事項

「北但ごみ処理施設整備・運営事業 運営業務」（以下「本業務」という。）は、本組合内の関係市町（豊岡市、香美町、新温泉町）から排出される一般廃棄物と汚泥を処理する施設として整備する、「（仮称）北但クリーンセンター（高効率ごみ発電施設）（以下「クリーンセンター」という。）」、「（仮称）北但リサイクルセンター（マテリアルリサイクル推進施設）（以下「リサイクルセンター」という。）」、管理棟及びその他施設を運営するものである。

### 2 事業実施場所

豊岡市竹野町 森本・坊岡 地内

### 3 事業者の業務範囲

業務の範囲については以下のとおりである。

- (1) 受入業務
- (2) 運転管理業務
- (3) 維持管理業務
- (4) 環境管理業務
- (5) 情報管理業務
- (6) 環境啓発等業務（見学者対応支援、周辺環境を活用した環境教育支援等）
- (7) その他関連業務（清掃及び除雪作業、防火管理、施設警備・防犯、住民対応等）

### 4 運営業務期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 48 年 3 月 31 日までの 20 年間

## 第4節 対象施設・対象廃棄物

### 1 対象施設

「北但ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書（（Ⅰ）設計・建設業務編）」P 1～2 を参照。

### 2 対象廃棄物

「北但ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書（（Ⅰ）設計・建設業務編）」P 5～6、P 11～12 を参照。

## 第5節 公害防止条件

本施設の公害防止条件は、「北但ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書（（I）設計・建設業務編）」P18を踏まえ、事業者の提案とする。

## 第6節 ユーティリティ条件

本施設におけるユーティリティ条件は、「北但ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書（（I）設計・建設業務編）」P3～4に示すとおりである。

## 第7節 本施設の基本性能

本要求水準書に示す施設の基本性能とは、本業務開始時に本施設がその設備によって備え持つ、施設としての機能であり、「北但ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書（（I）設計・建設業務編）」に示す正式引渡し時において確認される施設の性能である。

## 第8節 一般事項

### 1 本要求水準書の遵守

事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

### 2 関係法令等の遵守

事業者は、本業務期間中、「表 1-1 関係法令等」に示す「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守する。

表 1-1 関係法令等

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境基本法</li> <li>● 循環型社会形成推進基本法</li> <li>● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</li> <li>● エネルギーの使用の合理化に関する法律</li> <li>● 新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）</li> <li>● 大気汚染防止法</li> <li>● 水質汚濁防止法</li> <li>● 騒音規制法</li> <li>● 振動規制法</li> <li>● 悪臭防止法</li> <li>● ダイオキシン類対策特別措置法</li> <li>● 土壤汚染対策法</li> <li>● 都市計画法</li> <li>● 森林法</li> <li>● 河川法</li> <li>● 宅地造成等規制法</li> <li>● 道路法</li> <li>● 農地法</li> <li>● 建築基準法</li> <li>● 消防法</li> <li>● 航空法</li> <li>● 労働基準法</li> <li>● 計量法</li> <li>● 電波法</li> <li>● 有線電気通信法</li> <li>● 高圧ガス保安法</li> <li>● 電気事業法</li> <li>● 水道法</li> <li>● 労働安全衛生法</li> <li>● 景観法</li> <li>● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボイラー構造規格</li> <li>● 圧力容器構造規格</li> <li>● クレーン構造規格</li> <li>● 内線規程</li> <li>● 日本工業規格（JIS）</li> <li>● 電気規格調査会標準規格（JEC）</li> <li>● 日本電機工業会標準規格（JEM）</li> <li>● 日本電線工業会標準規格（JCS）</li> <li>● 日本照明器具工業会規格（JIL）</li> <li>● 日本油圧工業会規格（JOHS）</li> <li>● ごみ処理施設性能指針</li> <li>● 廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編、その他一般廃棄物処理施設編）</li> <li>● 廃棄物焼却設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱</li> <li>● 国土交通省建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）</li> <li>● ごみ処理施設整備の計画・設計要領</li> <li>● 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律</li> <li>● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</li> <li>● 兵庫県環境基本条例</li> <li>● 兵庫県環境影響評価条例</li> <li>● 兵庫県環境影響評価条例施行規則</li> <li>● 豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例</li> <li>● 豊岡市景観条例</li> <li>● 豊岡市の関連条例</li> <li>● 北但ごみ処理施設に係る生活環境影響調査書</li> <li>● その他諸法令、規格等</li> </ul>
---	--

### 3 生活環境影響調査書の遵守

事業者は本業務期間中、「（仮称）北但クリーンセンター設置に係る生活環境影響調査書 平成22年5月」を遵守すること。また、本組合が実施する調査または事業者が自ら行う調査により、生活環境影響調査書の予測値を超える環境に影響が見られた場合は、本組合と協議の上、対策を講じること。

#### 4 一般廃棄物処理実施計画の遵守

事業者は本業務期間中、本組合が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

#### 5 地元自治体または住民との協定書の遵守

事業者は本業務期間中、本組合が地元自治体または住民との間で結ぶ協定書を遵守すること。ただし、協定書遵守に係る追加費用は、組合負担とする。

#### 6 関係官公署の指導等

事業者は本業務期間中、関係官公署の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は契約書の定めによる。

#### 7 官公署等申請への協力

事業者は、本組合が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本組合の指示により必要な書類・資料等を提出すること。なお、事業者が行う運営に係る申請に関しては、事業者の責任により行うこと。

#### 8 本組合及び所轄官庁への報告

本施設の運営に関して、本組合及び所轄官庁が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については本組合の指示に基づき対応し本組合に提出すること。

#### 9 本組合への報告・協力

本施設の運営に関して、本組合が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。

#### 10 本組合の検査

本組合が事業者の運転や設備の点検等を含む運営全般に対する立ち入り検査を行う時は、事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

#### 11 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について本組合に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本組合に報告すること。
- (3) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。

- (5) 事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）（基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日）に基づきダイオキシン類対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等本組合が定める者の同席を要すること。
- (6) 事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (7) 事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順(安全作業マニュアル)を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (8) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (9) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (10) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について本組合に報告すること。
- (11) 事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (12) 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本組合へ連絡し、本組合の参加について協議すること。
- (13) 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つ こと。

## 1 2 緊急時対応

- (1) 事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設に与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (2) 事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。
- (3) 事業者は、台風・大雨等の自然災害時、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、警察、消防、本組合等への連絡体制を整備すること。
- (4) 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本組合に連絡し、本組合の参加について協議すること。
- (5) 事故が発生した場合、事業者は、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を本組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本組合に提出すること。

### 1 3 地元雇用・地元企業の活用

事業者は、施設の運営に当たって、地元雇用促進などに配慮するとともに、地元企業の積極的な活用を図ること。

### 1 4 災害発生時の協力

震災や洪水等の不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を本組合が実施しようとする場合、事業者は、その処理処分に協力すること。

### 1 5 業務の引継ぎ

- (1) 事業者は、事業期間終了後の施設の運転管理業務に従事する本組合の指定する者に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行うこと。なお、「教育指導計画書」、「取扱説明書」及び「手引き書等の教材」等は、あらかじめ事業者が作成し、本組合の確認を受けること。
- (2) 運転指導は、事業期間内（事業終了日から逆算して計画する）に実施し、机上研修、現場研修、実施研修を含めて120日以上（実施研修75日以上を含む）とする。ただし、この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は、教育指導を行うことがより効果が上がると判断される場合には、本組合と事業者の協議のうえ実施することができる。また、運転指導員については、必要な資格及び免許等の経歴を記載した名簿を作成し、本組合に提出し、確認を受けること。なお、運転指導員は、炉稼働中は24時間常駐するものとする。
- (3) 事業者は、取扱説明書や各種マニュアル等の本組合が指示する資料について、引き渡すこと。

### 1 6 作成書類・提出書類

事業者は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した事業実施計画書を運営業務開始前に本組合に提出し、承諾を受けること。

なお、提出する事項等については、「表1-2 事業実施計画書の構成（参考）」に示すが、事業開始後に本組合と協議し、決定する。

表 1-2 事業実施計画書の構成（参考）

① 受入業務実施計画書
② 運転管理業務実施計画書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施体制表</li> <li>・月間運転計画・年間運転計画</li> <li>・運転管理マニュアル</li> <li>・運転管理記録様式</li> <li>・エネルギー管理記録</li> <li>・日報・月報・年報様式</li> </ul> <p style="text-align: right;">等を含む</p>
③ 維持管理業務実施計画書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施体制表</li> <li>・調達計画</li> <li>・点検・検査計画</li> <li>・補修・更新計画</li> <li>・維持管理記録様式</li> </ul> <p style="text-align: right;">等を含む</p>
④ 環境管理業務実施計画書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全基準</li> <li>・環境保全計画</li> <li>・作業環境基準</li> <li>・作業環境保全計画</li> <li>・環境管理記録様式</li> </ul> <p style="text-align: right;">等を含む</p>
⑤ 情報管理業務実施計画書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種報告書様式</li> <li>・各種報告書提出要領</li> </ul> <p style="text-align: right;">等を含む</p>
⑥ 環境啓発等業務実施計画書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・見学者対応支援要領・体制</li> <li>・環境教育イベント企画運営支援要領・体制</li> <li>・本施設内の展示内容更新計画</li> </ul> <p style="text-align: right;">等を含む</p>
⑦ その他関連業務実施計画書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃要領・体制</li> <li>・防火管理要領・体制</li> <li>・施設警備防犯要領・体制</li> <li>・住民対応要領・体制</li> </ul> <p style="text-align: right;">等を含む</p>
⑧ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対応マニュアル</li> <li>・安全管理衛生体制</li> <li>・安全作業マニュアル</li> <li>・精密機能検査報告書</li> </ul> <p style="text-align: right;">等を含む</p>

## 17 保険

事業者は、運営期間中、第三者損害賠償保険に加入すること。保険金額等については、事業者の裁量に委ねるものとする。

## 第9節 運營業務条件

### 1 運営

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- (1) 運營業務委託契約書
- (2) 本要求水準書
- (3) 北但ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書 ((I)設計・建設業務編)
- (4) 各種質問回答書
- (5) 事業者の設計建設業務提案書
- (6) 事業者の運營業務提案書
- (7) その他本組合の指示するもの

### 2 提案書の変更

本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において本要求水準書を満足させる変更を行うものとする。

### 3 要求水準書記載事項

#### (1) 記載事項の補足等

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、施設の信頼性及びサービスの向上に繋がる提案等を妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

#### (2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。事業者は、「(参考)」と記載されたものについて、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

#### (3) 契約金額の変更

上記(1)、(2)の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

### 4 事業終了時の引渡しの条件

事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を本組合に引き渡すこと。

- (1) 本施設の基本性能が確保されており、本組合が本書に記載のある業務を事業期間終了後も継続して実施することに支障のない状態であることを基本とし、事業期間終了後の10年間においても、本事業運営期間の年間平均運営費用と同程度の年間費用で、運営可能なものとする。
- (2) 建物の主要構造部は、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む）は除く。

- (3) 内外の仕上げや設備機器等は、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。  
ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む。）は除く。
- (4) 主要な設備機器等は、当初の設計図書に規定されている性能（容量、風量、温湿度、強度等の計測が可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない軽度な性能劣化（経年変化によるものを含む。）は除く。
- (5) 事業者は、引渡時において以下の確認を行うこと。
- ① 事業者は、建設時の性能試験と同等の内容・方法で試験を実施し、保証値を満たすことを確認すること。試験方法については、本組合と協議すること。
  - ② 事業者は、全ての設備（機械設備、土木・建築設備）について以下の確認を行うこと。
    - ア 内外の外観等の検査（主として目視、打診、レベル測定による検査）
      - a 発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、極端な摩耗等がないこと。
      - b 浸水、漏水等がないこと。
      - c その他、異常がないこと。
    - イ 内外の機能及び性能上の検査（作動状態の検査を含む。）
      - a 異常な振動、音、熱伝導等がないこと。
      - b 開口部の開閉、可動部分等が正常に動作すること。
      - c 各種設備機器が正常に運転され、正常な機能を発揮していること。
      - d その他、異常がないこと。
- (6) 事業者は、引渡時の確認において、補修が必要な箇所を発見した場合は、原則として事業終了時までには補修し、引き渡すこと。
- (7) 引渡し条件の詳細については、業務終了5年前より、本組合と協議すること。
- (8) 事業者は、運營業務終了後の補修・更新計画表及び見積を参考として10年間分作成し、本組合へ提出すること。

## 第10節 運営体制

### 1 業務実施体制

- (1) 事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 事業者は、受入業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、環境啓発業務、その他関連業務の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- (3) 事業者は、整備した業務実施体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

### 2 有資格者の配置

- (1) 事業者は、本業務の現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者、破砕・リサイクル施設技術管理者）の資格を有し、廃棄物を対象としたエネルギー回収推進施設及びリサイクル施設の現場総括責任者としての経

験を有する技術者を運営開始後 2 年間以上配置すること。

- (2) 事業者は、ボイラータービン主任技術者及び電気主任技術者を配置し、管理すること。
- (3) 事業者は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

表 1-3 管理運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 (ごみ処理施設、破砕・リサイクル施設技術管理者)	本施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1・2 種圧力容器の取扱作業
第 23 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
ボイラー、タービン主任技術者	ボイラー、タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
クレーン運転士	クレーンの運転
特定化学物質等作業主任者	薬剤の取扱い等

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

### 3 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の本組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

## 第2章 受入業務

### 第1節 本施設の受入業務

事業者は、本要求水準書、事業者提案等を遵守し、適切な受入業務を行うこと。

### 第2節 受入基準の策定

本組合と協議の上、受入廃棄物の形状、内容等について、本要求水準書及び提案図書（参考図書を含む。）に準拠し、運營業務開始までに受入基準を定める。

### 第3節 受入管理

#### 1 受入

- (1) 事業者は、本組合が計量し、本施設に搬入される廃棄物について、受入管理を行うこと。本組合が計量を行う時間を、表 2-1 に示す。
- (2) 事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットフォーム内及び本施設周辺において搬入車両を誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うこと。
- (3) 事業者は、本施設に搬入される廃棄物について、搬入禁止物の混入防止対策に努めること。
- (4) 事業者は、直接搬入ごみを搬入しようとするものに対して、直接搬入ごみに含まれる搬入禁止物の検査をプラットフォーム内にて実施し、本組合が定める搬入基準（別紙 2 参照）を満たしていることを確認すること。特に、段ボール箱等不透明な容器に入れられたものについては、その中身についても確認すること。直接搬入ごみが搬入基準を満たしていない場合は、受け入れてはならない。搬入基準は、原則として毎年度、本組合が定めるものとする。
- (5) 事業者は、直接搬入ごみの中から搬入禁止物を発見した場合、搬入者に搬入禁止物を返還すること。
- (6) 事業者は、万一、搬入禁止物を受入れた場合は、本組合に報告し、指示に従うこと。
- (7) 事業者は、直接搬入ごみの荷おろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- (8) 事業者は、本組合が独自に搬入車両に対してプラットフォーム内で定期的に行う搬入検査に対して協力すること。

表 2-1 受付時間

受付時間	休業日
(1) 月曜日～土曜日 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 (3) 年末年始（12 月 31 日から翌年 1 月 3 日まで） (4) 本組合が必要と認めるとき。 ※関係市町が休日に実施する清掃活動（クリーン作戦等）時は上記休業日に係わらず受入れを行うこと（年 4 回程度）。

## 2 計量補助

事業者は、本組合が実施する廃棄物等の計量作業について、補助及びその記録を管理しなければならない。

## 3 案内・指示

事業者は直接搬入ごみの搬入車両に対し、ごみの降ろし場所について、案内・指示しなければならない。

年末年始に関しては、搬入車両による施設外の渋滞等を配慮すること。

## 第 4 節 本組合による検査

事業者は、本組合が搬入業者の内容物検査、ごみ質調査を行う場合に対して協力する。

## 第3章 運転管理業務

### 第1節 本施設の運転管理業務

事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の基本性能を発揮し、搬入される廃棄物を関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。

### 第2節 運転条件

事業者は以下に示す運転条件に基づき、適切に運転管理すること。

#### 1 計画処理量

計画処理量は別紙1のとおりとする。

#### 2 計画ごみ質

(1) クリーンセンター

「北但ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書 ((I)設計・建設業務編)」 P 5 参照

(2) リサイクルセンター

「北但ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書 ((I)設計・建設業務編)」 P 12 参照

#### 3 年間運転日数

本施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理することを条件に計画すること。

#### 4 運転時間

(1) クリーンセンター

施設の運転時間は、24 時間/日とする。

(2) リサイクルセンター

施設の運転時間は、5 時間/日とする。

#### 5 施設動線

(1) 別途、本組合が定める場合は、指示する動線を遵守すること。

(2) 緊急時については本組合と協議すること。

## 6 公害防止条件

「北但ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書（（I）設計・建設業務編）」P18 参照

## 7 ユーティリティ条件

「北但ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書（（I）設計・建設業務編）」P3～4 参照

### 第3節 搬入物の性状分析

事業者は、クリーンセンターに搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。なお、分析項目、方法については、「昭和52年11月4日環整第95号」に示される項目・方法を満たすものとし、頻度については、年6回（2ヶ月に1回）以上実施すること。また、バイオマス比率算出用分析項目は、年12回分析すること。

### 第4節 適正処理

- (1) 事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。
- (2) 事業者は、本施設より排出される焼却主灰、飛灰、搬入禁止物、資源化物等が関係法令、公害防止条件および「北但ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書（（I）設計・建設業務編）」の性能保証事項を満たすように適切に処理すること。なお、焼却主灰、飛灰、資源化物等が関係法令、公害防止条件および「北但ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書（（I）設計・建設業務編）」の性能保証事項等を満たさない場合、事業者は上記の条件等を満たすよう必要な処理を行うこと。

### 第5節 適正運転

- (1) 事業者は本施設の運転が関係法令、公害防止条件等を満たしていることを自ら行う検査によって確認すること。
- (2) 事業者は、前項の規定により本施設を停止した場合は、その原因及び対策について、本組合へ速やかに書面で報告すること。

## 第6節 資源化物の保管

- (1) 事業者は、本施設より搬出される資源化物等が、「北但ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書（(I) 設計・建設業務編）」の性能保証事項に示す条件を満たすようにし、有効利用に支障のないように適切に保管すること。
- (2) 事業者は、本施設より搬出される資源化物等について、搬出車両への積込みを行うこと。

## 第7節 焼却主灰、飛灰、不燃残渣及び搬入禁止物等の保管

- (1) 事業者は、本施設より排出される焼却主灰、飛灰、不燃残渣及び搬入禁止物等について、適切に保管すること。
- (2) 事業者は、本施設より排出される焼却主灰、飛灰、不燃残渣及び搬入禁止物等について搬出車両への積込みを行うこと。

## 第8節 搬出物の性状分析

事業者は、クリーンセンター及びリサイクルセンターより搬出する焼却主灰、飛灰、資源化物等の量・性状について分析・管理を行うこと。

## 第9節 運転計画の作成

- (1) 事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、実施しなければならない。
- (2) 事業者は、自らが作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、実施しなければならない。
- (3) 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、本組合と協議の上、計画の変更をしなければならない。

## 第10節 運転管理マニュアルの作成

- (1) 事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転を実施しなければならない。
- (2) 事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善すること。

## 第 1 1 節 運転管理記録の作成

事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録すると共に、分析値、補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成すること。

## 第4章 維持管理業務

### 第1節 本施設の維持管理業務

事業者は、本施設の基本性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。

### 第2節 備品・什器・物品・用役の調達

事業者は、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役及び重機類部品の調達計画を作成し、本組合に提出の上、調達すること。

### 第3節 備品・什器・物品・用役の管理

事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役及び重機類部品の常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。高価な備品・什器・物品等については、備品台帳等を作成すること。

### 第4節 施設の機能維持

事業者は、本施設の基本性能を本業務期間に渡り維持すること。

### 第5節 点検・検査計画の作成

- (1) 事業者は、点検及び検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- (2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、本業務期間を通じたもの）を作成し、本組合に提出すること。
- (3) 点検・検査計画は、本組合に提出し、その承諾を得ること。
- (4) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うこと。

## 第6節 点検・検査の実施

- (1) 点検・検査は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- (2) 日常点検で異常が発生された場合や事故が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。
- (3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数または本組合との協議による年数保管すること。
- (4) 点検・検査結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (5) 本組合が指示する場合、速やかに臨時の点検・検査を実施すること。

## 第7節 補修計画の作成

- (1) 事業者は、本業務期間を通じた補修計画を作成し、本組合に提出すること。作成した補修計画について、本組合の承諾を得ること。
- (2) 本業務期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本組合に提出すること。更新した補修計画について、本組合の承諾を得ること。
- (3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、本組合に提出すること。作成した各年度の補修計画は本組合の承諾を得ること。
- (4) 事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整等である。

## 第8節 補修の実施

- (1) 事業者は、点検・検査結果に基づき、施設の性能を維持するために、補修を行うこと。
- (2) 補修に際しては、補修工事施工計画書を本組合に提出し、承諾を得ること。
- (3) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による年数保管すること。
- (4) 事業者が行うべき補修の範囲は、「表 4 - 1 補修の範囲 (参考)」のとおりである。
  - ① 点検・検査結果より、設備機器の基本性能を維持するための部分取替、調整
  - ② 設備が故障した場合の修理、調整
  - ③ 再発防止のための修理、調整

表 4-1 補修の範囲（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。(原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう)。 ・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。(原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう)。 設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組立→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。 日常点検及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事故保全(突発修理)	設備が故障して停止したとき、又は性能が急激に著しく劣化した時に早急に復元する。 突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全(事後修理)	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。 故障の修理、調整

※表中の業務は、プラント設備、建築設備、土木・建築のいずれにも該当する。

## 第9節 機器更新

- (1) 事業者は、本事業期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した本事業期間に渡る更新計画を作成し、本組合に提出すること。作成した更新計画について、本組合の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、本事業期間中に本組合が最新の更新計画の作成を求める場合は、最新の更新計画を作成し、本組合に提出すること。作成した更新計画について本組合の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。ただし、法令改正、不可抗力によるものは事業者による機器更新の対象から除外するものとする。

## 第10節 施設の保全

- (1) 事業者は、本施設の照明・採光設備、給配水衛生設備、空調設備、調整池、緑地等の管理・点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。なお、見学者等第三者が立ち入る箇所については、適切な管理、点検、修理、交換等を速やかに行うこと。
- (2) 緑地の管理・点検については、草刈、剪定、植え替え等、適切な維持・管理を行う

こと。

### 第11節 長寿命化計画の作成及び実施

- (1) 事業者は、本業務期間を通じた長寿命化計画を作成し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 本業務期間を通じた長寿命化計画は、点検・検査、補修、精密機能検査（第三者機関の実施）、機器更新等の履歴に基づき毎年度更新し、その都度、本組合の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、長寿命化計画に基づき、本施設の基本性能を維持するために、維持管理を行うこと。

### 第12節 改良保全

事業者は、改良保全を行う場合は、改良保全に関する計画を提案し本組合と協議すること。

### 第13節 精密機能検査

- (1) 事業者は、3年に1回以上の頻度で、第三者機関において精密機能検査を実施すること。
- (2) 精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の基本性能（第1章第7節 参照）を維持するために必要となる点検・検査計画及び補修計画の見直しを行うこと。

## 第5章 環境管理業務

### 第1節 本施設の環境管理業務

事業者は、本施設の基本性能（第1章第7節 参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な環境管理業務を行うこと。

### 第2節 環境保全基準

- (1) 事業者は、公害防止条件、環境保全関係法令、生活環境影響調査、本組合が地元自治体または住民との間で結ぶ予定の協定書等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 事業者は、運営に当たり、環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、本組合と協議すること。

### 第3節 環境保全計画

- (1) 事業者は、本業務期間中、本施設からの排ガス・排水・騒音・振動・悪臭等による周辺環境に影響を及ぼすことがないように、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、本組合の確認を得ること。
- (2) 事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 事業者は、環境保全基準の遵守状況について本組合に報告すること。

### 第4節 作業環境保全基準

- (1) 事業者は、『廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱について』（平成13年4月25日基発第401号の2）、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定めること。
- (2) 事業者は、運営に当たり、作業環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、本組合と協議すること。

## 第5節 作業環境保全計画

- (1) 事業者は、本業務期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、本組合の確認を得ること。
- (2) 事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について本組合に報告すること。

## 第6章 情報管理業務

### 第1節 本施設の情報管理業務

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

### 第2節 運転管理記録報告

- (1) 事業者は、廃棄物搬入量、廃棄物搬出量、副資材搬入量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 運転記録に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。
- (4) ファイリングシステム等を導入して、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

### 第3節 点検・検査報告

- (1) 事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 計画書、報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 点検・検査に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。
- (4) ファイリングシステム等を導入して、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

### 第4節 補修・更新報告

- (1) 事業者は、補修計画を記載した補修計画書、補修結果を記載した補修結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 事業者は、更新計画を記載した更新計画書、更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (3) 計画書、報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本組合と協議の上、決定すること。
- (4) 補修、更新に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

- (5) ファイリングシステム等を導入して、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

## 第5節 環境保全報告

- (1) 事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し本組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 環境保全に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。
- (4) ファイリングシステム等を導入して、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。
- (5) 本組合が指定する環境保全状況や施設運営状況等に関するデータについて、ホームページによる情報提供を行うこと。

## 第6節 作業環境保全報告

- (1) 事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 作業環境管理に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。
- (4) ファイリングシステム等を導入して、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

## 第7節 施設情報管理

- (1) 事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を本業務期間に渡り適切に管理すること。
- (2) 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 本業務の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については、本組合と協議の上、決定すること。
- (4) ファイリングシステム等を導入して、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

## 第8節 その他管理記録報告

- (1) 事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、又は事業者が自主的に管理記録する項目で、本組合が要望する管理記録について、管理記録報告を作成すること。
- (2) 提出頻度・時期・詳細項目については、本組合と別途協議の上、決定すること。
- (3) 本組合が要望する管理記録について、法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。
- (4) ファイリングシステム等を導入して、書類は年度ごとに管理し、必要な書類が速やかに取り出せるようにすること。

## 第7章 環境啓発業務

### 第1節 見学者対応支援業務

- (1) 事業者は、本組合が受付けた見学者に対して、必要に応じ施設の稼働状況、環境保全状況の説明等見学者対応支援を行い、見学者が、本施設についての理解を得るよう努めること。
- (2) 見学者説明要領書を作成し、本組合の承諾を得ること。

### 第2節 環境教育支援業務

- (1) 本施設、周辺整備計画の各ゾーン等の施設やビオトープ空間、身近な自然等を活用した、本組合が実施する環境教育のイベント企画・運営の支援を行うこと。
- (2) イベントは、「巣箱の作成・架設」や「ビオトープ観察会」、「どんぐり拾いとポット苗の育成・植樹」、「間伐材を利用したコースター作り」、「森林散策」等、参加者に本施設の環境保全状況及び周辺整備等の理解を促すと共に、身近な自然や環境保全の重要性を理解しながら楽しく学べる内容の企画・運営の支援を行うこと。なお、イベントは、小学生以上であれば参加可能な内容とし、年6回程度、参加者30人程度を想定し提案すること。
- (3) 本施設が備える啓発機能等（「北但ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書（（I）設計・建設業務編）」P227～229参照）は、社会情勢に併せ随時更新すること。

## 第8章 その他関連業務

### 第1節 本施設の関連業務

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

### 第2節 清掃及び除雪作業

事業者は、施設の清掃及び除雪作業計画を作成し、施設内外及び進入道路について適時清掃を実施し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所については、常に清潔な環境を維持すること。

冬季降雪時においては、搬入出車両並びに作業車両及び歩行者の安全な通行を確保するため、進入道路並びに構内道路及び作業エリア、歩行者通路等の除雪作業を行うこと。

### 第3節 防火管理

- (1) 事業者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した防火管理体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- (3) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、本組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (4) 特に、ごみピット、貯留設備、ストックヤード等については、入念な防火管理を行うこと。

### 第4節 施設警備・防犯

- (1) 事業者は、場内の施設警備・防犯体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した施設警備・防犯体制について業務計画書に記載し、本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- (3) 事業者は、場内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

## 第5節 急病等への対応

- (1) 事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備し、救護等の必要な対応を行うこと。
- (2) 事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を行うこと。
- (3) AEDを2ヵ所以上設置すること。なお、適切に管理するとともに、必要な講習等を受講し、常時使用可能な状態にあること。

## 第6節 住民対応

- (1) 事業者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- (2) 本組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- (3) 事業者は、本施設の運営に関して、住民等から意見等があった場合、適切に対応し、本組合に報告すること。

## 第7節 車両誘導

事業者は、搬入車両の渋滞時等に安全に搬入が行われるように、必要に応じて誘導員を配置する等、施設敷地周辺において適切に搬入車両を誘導・指示すること。

【別紙 1】

計画ごみ処理量

以下に計画ごみ処理量を示す。

(単位：t)

区分 年度	焼却				破碎	資源化
	直接焼却	可燃残渣	汚泥	計	破碎 対象量	資源物 搬入量
H28	33,576.01	711.91	3,630.83	37,918.75	1,982.65	1,840.42
H29	33,051.86	702.57	3,601.82	37,356.25	1,957.60	1,824.42
H30	32,634.95	694.62	3,572.42	36,901.99	1,935.37	1,808.71
H31	32,223.11	685.40	3,544.55	36,453.06	1,910.77	1,793.24
H32	31,815.87	677.58	3,516.61	36,010.06	1,888.98	1,778.05
H33	31,413.28	669.82	3,489.08	35,572.18	1,867.40	1,763.07
H34	31,102.90	663.45	3,461.88	35,228.23	1,848.60	1,748.34
H35	30,807.51	655.80	3,435.30	34,898.61	1,827.42	1,733.89
H36	30,505.52	649.55	3,408.73	34,563.80	1,809.01	1,719.61
H37	30,207.66	641.99	3,383.74	34,233.39	1,788.21	1,705.51
H38	29,913.24	635.83	3,359.90	33,908.97	1,770.17	1,691.68
H39	29,913.24	635.83	3,359.90	33,908.97	1,770.17	1,691.68
H40	29,913.24	635.83	3,359.90	33,908.97	1,770.17	1,691.68
H41	29,913.24	635.83	3,359.90	33,908.97	1,770.17	1,691.68
H42	29,913.24	635.83	3,359.90	33,908.97	1,770.17	1,691.68
H43	29,913.24	635.83	3,359.90	33,908.97	1,770.17	1,691.68
H44	29,913.24	635.83	3,359.90	33,908.97	1,770.17	1,691.68
H45	29,913.24	635.83	3,359.90	33,908.97	1,770.17	1,691.68
H46	29,913.24	635.83	3,359.90	33,908.97	1,770.17	1,691.68
H47	29,913.24	635.83	3,359.90	33,908.97	1,770.17	1,691.68
H48	29,913.24	635.83	3,359.90	33,908.97	1,770.17	1,691.68